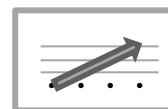


★ News 令和6年『基準地価』も3年連続で上昇



国土交通省が9月17日公表した、7月1日時点の都道府県による地価調査(基準地価)では、大型再開発や住宅需要、インバウンド(訪日外国人)の増加による地域経済への影響などから、全国平均の全用地・住宅地・商業地はいずれも3年連続で上昇し、上昇率もバブル経済崩壊で下落した1992年以降で最大となりました。

名古屋圏の商業地では、千種区の市営地下鉄東山線沿線の駅周辺が上昇率の上位を占め、この地域の住宅需要を背景に開発が集中した結果とみられます。岐阜県、三重県も、ともに商業地で30余年ぶりに上昇に転じ、住宅地でも下落幅が縮小しました。

※参考 地価の指標には、以下のようなものがあります。

地価の指標	公表官庁	目的・内容	評価時点	公表時
路線価	国税庁	相続税や贈与税の算定基準(地価公示価格の80%程度)	1月1日	7月
地価公示	国土交通省	公共用地価格、路線価算定の規準。土地取引の指標	1月1日	3月
地価調査(基準地価)	都道府県	地価公示と情報を補完。土地取引・地価の適正化を図る	7月1日	9月
固定資産税評価額	市町村(23区は都)	固定資産税等の算出根拠(地価公示価格の70%程度)	1月1日	3~4月

★ News 外国人労働者「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」創設へ

改正

令和6年6月14日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の改正法が成立し、令和6年6月21日公布されました。改正法は公布から3年以内に施行されます

今回の改正では、現在の「技能実習制度」が、日本で技術を習得し開発途上国の母国で発展に寄与する「人づくり」を、という国際貢献を目的としていたものですが、これを抜本的に見直し、我が国の人手不足分野での人材育成・人材確保を目的とする「育成就労制度」が創設されます。

外国人労働者の権利保護、育成終了後のキャリアアップの道筋、永住許可要件の明確化など「共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になる」ための新制度の構築には多くの課題があり、企業側の混乱も予測されます。なお、技能実習に関する経過措置等が図られます。

■ 「育成就労制度」の概要

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律名を「技能実習法」から「育成就労法」に改める。</li> <li>・育成就労産業分野で特定技能1号水準の技能を有する人材の育成・人材確保</li> </ul>
在留資格	「技能実習」の在留資格を廃止、「育成就労」の在留資格を創設
受け入れ分野	育成就労産業分野の対象は特定産業分野に限定。技能実習制度の分野と異なる。
育成就労計画	育成就労期間は3年以内に限定、特定技能の水準まで育成
本人意向の転職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件(技能・日本語の水準、同一機関での就労期間、転職先)により可能</li> <li>・転職の仲介状況の把握。民間の職業紹介事業者の関与を認めない。</li> </ul>
日本語能力	一定水準の日本語能力を合格基準(「技能実習制度」では介護職種のみレベルが要件)
送出国・機関	二国間取決め(MOC)作成国からのみ受け入れが原則、監理支援機関の許可制

★ News 『旅費規程』の見直しを

国家公務員等の「改正旅費法」が令和7年4月施行されます。実費の旅費規程超過や、事務手続きのデジタル化など変化に対応し、企業も『旅費規程』の見直しを。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

